

事業主の皆さまへ

公表はお済みですか？

男性労働者の育児休業取得率等 公表が義務化されています。

対象企業が拡大しました。

令和7(2025)年4月から 育児・介護休業法の改正により、
従業員数が **1,000人** → **300人** を超える企業の事業主は
男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表してください。

※従業員数は、以下に該当する「常時雇用する労働者」の数となります。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表方法

一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



自社ホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

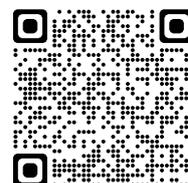
公表期限

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、**おおむね3か月以内**に公表します。

< 事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安 >

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7(2025)年6月末	9月	令和7(2025)年12月末
4月	令和7(2025)年7月末	10月	令和8(2026)年1月末
5月	令和7(2025)年8月末	11月	令和8(2026)年2月末
6月	令和7(2025)年9月末	12月	令和8(2026)年3月末
7月	令和7(2025)年10月末	1月	令和8(2026)年4月末
8月	令和7(2025)年11月末	2月	令和8(2026)年5月末

公表内容や方法の
詳細はこちらから



【お問い合わせ】 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

TEL 052-857-0312